

空 乗 第 115 号 平成 7 年 6 月 16 日
空 乗 第 259 号 平成 12 年 12 月 1 日 (一部改正)
国空乗第 167 号 平成 15 年 8 月 18 日 (一部改正)
国空乗第 128 号 平成 23 年 6 月 29 日 (一部改正)
国空航第 1013 号 平成 27 年 3 月 30 日 (一部改正)
国空航第 354 号 平成 27 年 8 月 10 日 (一部改正)
国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日 (一部改正)
国空安政第 2309 号、国空無機第 244694 号 令和 4 年 12 月 26 日 (一部改正)
国空安政第 1607 号 令和 7 年 10 月 17 日 (最終改正)

航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく
業務範囲外行為の許可について

1. 許可の対象

航空法第 28 条第 3 項の許可に当たっては、一時的な飛行で次の場合を対象に取り扱うものとする。

- (1) 次の航空機の試験飛行（試験飛行するために必要な航空機乗組員の訓練飛行を含む。）。
 - イ 民間航空機であって、型式証明がなく、かつ、同型式機が耐空証明を受けていないもの。
 - ロ 防衛省又は外国向けに製造された航空機で納入前のもの。
 - ハ 通達「研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について」（平成 14 年 3 月 29 日、国空機第 1357 号）第 1-3 項に規定される自作航空機及び軽量スポーツ航空機。
- (2) 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び航空法第 130 条の 2 の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）の国内使用に係る飛行（航空法第 126 条第 1 項第 1 号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間の航行を行う場合を除く。）。
- (3) その他航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく許可により行うことが適当と認められる飛行、例えば、
 - イ 輸入航空機等を空輸する場合の飛行であって、当該機の運航をすることができる資格を有する者により行うことが困難であると認められるもの。
 - ロ 航空法第 35 条第 1 項第 3 号に基づき、操縦練習を行う場合の飛行であって、当該操縦練習の監督者が、当該航空機を操縦することができる我が国の技能証明及び航空身体検査証明を取得することが困難であると認められるもの。
 - ハ 遠隔操縦が可能な電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターの機体、及び飛行範囲を限定するジオフェンス等の機能を使用し、飛行を常に目視（※）内で監視する遠隔操縦者が配置されているとともに、異常が発生した場合の手順があらかじめ定められており、それに従った対応ができる状況において操縦体験等を行う場合の飛行であって、当該操縦体験等を行う者が、当該航空機を操縦することができる我が国の技能証明及び航空身体検査証明を取得することが困難であると認められるもの。

※「目視」とは、遠隔操縦者本人が自分の目で見えることをいうものとする。したがって、「遠隔操縦者の目視の範囲内での飛行」とは、遠隔操縦者本人が自分の目で見えて航空機の位置や姿勢を把握できる範囲内での飛行を意味する。このため、補助者による目視は該当せず、また、飛行状況を専らモニターを用いて見ること及び双眼鏡やカメラ等を用いて見ることは、視野が限定されるため「目視」には該当しない。なお、安全な飛行を行うためにバッテリー残量を確認する目的等で当該航空機から一時的に目を離し、モニターを確認する等は目視の範囲内とする。

2. 許可の基準

2. 1. 1 項(1)イに該当する航空機であつて外国の国籍を有さないものに対する航空法第 12 条に基づく型式証明を受けるための試験飛行等（航空法第 12 条に基づく型式証明の審査中の型式の航空機を用いて型式証明申請者が行う試験飛行、実証飛行等の新たな型式の航空機の開発及び運航開始に伴う飛行を含む。以下本項において同じ。）の場合

許可は次のいずれの基準にも適合するものについて行う。ただし、これらの基準の一部に適合できない場合等であっても、安全政策課長が飛行の安全性が確保されると判断する場合には、許可することができる。

- (1) 試験飛行等を行う期間において有効な当該航空機と種類及び等級が同一の航空機の技能証明を有すること（特定操縦技能審査の合格も含む。以下同じ）。
- (2) 試験飛行等の内容に応じ、防衛省又は米国 National Test Pilot School 等の試験飛行に係る訓練課程を修了すると共に、当該航空機の操縦に係る知識及び能力が実機又は模擬飛行装置等を用いた訓練により得られていること。
- (3) 試験飛行等を行う期間において有効な航空身体検査証明を有すること。

2. 2. 2. 1 項以外の場合

許可は次のいずれかの基準に適合するものについて行う。

- (1) 運航を行おうとする者が、当該期間においてそれぞれ有効な当該航空機と類似の航空機の技能証明及び航空身体検査証明を有すること。
(注) 類似とは種類及び等級が同一であり、かつ、性能及び重量が近いものをいう。
- (2) 外国政府の発行した当該航空機に係る当該期間においてそれぞれ有効な技能証明及び航空身体検査証明に相当する有効な証明等を有すること。
- (3) 操縦練習の監督を行う場合にあっては、当該期間においてそれぞれ有効な航空身体検査証明又はこれに相当する外国政府の発行した証明等を有すること。
- (4) 防衛省の航空機又は外国の軍用機（いずれも納入前のものを含む。）を運航する場合にあっては、それぞれの有効な技能証明及び航空身体検査証明に相当する証明等を有すること。
(注 1) 外交文書等により当該申請者の資格が適当であると考えられる場合には、証明等を有するものとして取り扱うことができる。
(注 2) 当該航空機が納入前の航空機であつて、かつ民間機としては存在しない型式のものである場合には、防衛省による同一又は類似の型式（民間機としては存在しないもの）の航空機に係る操縦士等の資格の航空従事者技能証明を受けているか又は過去に受けたことがあることを確認できる書面の提出があれば、有効な技能証明に相当する証明等を有するものとして取り扱うことができる。
- (5) 自作航空機の試験飛行にあっては、当該航空機の性能、構造及び取扱方法を熟知していること。（この場合、(1)の基準に適合することが望ましい。）飛行に当たっては、操縦者の技量や自作航空機の態様等に応じて、地上滑走等から段階的に訓練と技量の確認を受けた上で行うことを許可の条件として付すことがある。ただし、自作航空機であっても、通達「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」（平成 14 年 3 月 22 日、国空機第 1231 号）に定める要件に適合する超軽量動力機及びジャイロプレーンについては、通達「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」（空乗第 181 号、平成 8 年 10 月 1 日）に定める許可の基準を適用することとする。
- (6) 軽量スポーツ航空機の試験飛行にあっては、当該航空機の性能、構造及び取扱方法を熟知していること。（この場合、(1)の基準に適合することが望ましい。）

また、昼間、有視界飛行方式で人口密集地を回避する 2 地点間の飛行を行う場合については、(1)の基準に適合すること。

2 地点間の飛行の有無に関わらず、飛行に当たっては、操縦者の技量や軽量スポーツ航空機の態様等に応じて、地上滑走等から、2 地点間の飛行を行う場合は野外飛行等まで、段階的に訓練と技量の確認を受けた上で行うことを許可の条件として付すことがある。

- (7) 遠隔操縦が可能な電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターの機体、及び飛行範囲を限定するジオフェンス等の機能を使用し、飛行を常に目視内で監視する遠隔操縦者を配置されているとともに、異常が発生した場合の手順があらかじめ定められており、それに従った対応ができる状況において操縦体験等を行う場合にあっては、当該航空機の性能、構造及び取扱方法を熟知していること、かつ、心身の状態が飛行を安全に行うことができるものであると認められること。（この場合、(1)の基準に適合することが望ましい。）ただし、安全政策課長が飛行の安全性が十分に確保されていると認める場合は、この限りでない。なお、飛行に当たっては、操縦者の技量や当該航空機の態様等に応じて、以下に掲げる事項等を条件として付すことがある。

イ 飛行にあたっての責任者（以下「飛行責任者」という。）が定められていること。

ロ 飛行責任者が以下事項を確認する手法を確立し、飛行の都度、確認していること。

（一）操縦者が当該航空機の性能、構造及び取扱方法を熟知し、かつ、それを実行する能力を有していること。

（二）操縦者が飛行を安全に行うことのできる心身の状態であること。

3. 許可申請に係る手続き

- (1) 許可申請に係る申請先は別添のとおりとする。
(2) 地方航空局長は、当該許可を行う場合には、申請者に対し別紙様式の許可書に申請書 1 部（航空法施行規則第 51 条の 2 に定める内容のもの）を添付して通知するものとする。

- (3) 地方航空局は当該許可を行った場合には、その都度、下記事項を他の地方航空局及び関係空港事務所に通知し、本省安全政策課あて四半期ごとに取りまとめ報告すること。

イ 許可を与えた者の資格、氏名及び業務の内容

ロ 当該許可に係る航空機の種類、等級及び型式並びに国籍及び登録記号

ハ 飛行計画の概要

ニ その他参考となる事項

4. 附則

本通達は平成 15 年 8 月 18 日から施行する。

なお、昭和 54 年 12 月 25 日付け空乗第 2547 号（航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について）は廃止する。

附則（平成 23 年 6 月 29 日国空乗第 128 号）

（施行期日）

この通達は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 30 日国空航第 1013 号）

（施行期日）

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 8 月 10 日国空航第 354 号）

(施行期日)

この通達は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日国空航第 3037 号）

(施行期日)

この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 12 月 26 日国空安政第 2309 号、国空無機第 244694 号）

(施行期日)

この通達は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

(経過措置)

1. 本通達の施行の際現に許可を受けているものについては、なお従前の例によるものとする。
2. 本通達の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、本通達による改正前の通達に定める手続きを行うことができる。この場合において、許可の基準は、なお従前の例によるものとする。

附則（令和 7 年 10 月 17 日国空安政第 1607 号）

(施行期日)

この通達は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。

別 紙

〇〇〇第〇〇〇号
Approval No.

許 可 書
Special Flight Permission

殿

平成 年 月 日付け 号で申請のあった試験飛行等の航空業務については、航空法第 28 条第 3 項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

なお、当該申請に係る航空業務を行う際には、当該航空従事者は本許可書又はその写し（並びに外国政府の発給した有効な技能証明及び航空身体検査証明若しくはこれに相当する証明等）を携帯するか当該機に備え付けること。ただし、遠隔操縦が可能な電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターの機体により、遠隔操縦者の監視の下で行う操縦体験等の飛行にあつては、当該遠隔操縦者が許可書を携帯することができる。

The conduct of flight duties described in the application No. XXXX dated XXXX is permitted in accordance with paragraph 3, Article 28 of Civil Aeronautics Law of Japan.

This permit or the copy of it (along with the relevant license and the medical certificate or equivalent issued by a foreign state) shall be carried on board the aircraft at all times during the flight duties described in the application. In the case of conducting piloting experience flights using remotely piloted eVTOL under the supervision of a remote pilot, the remote pilot may carry the permit.

平成 年 月 日
Date of issue

国土交通大臣
(〇〇航空局長)

氏

名

印

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(Director-General 〇〇 Regional Civil Aviation Bureau)

許可が必要な場合の申請の提出先について

	国内使用			外国から 日本へ （飛行の 目的を達 成する為 に必要な それに接 続する国 内の飛行 を含 む。）	日本から 外国へ （飛行の 目的を達 成する為 に必要な それに接 続する国 内の飛行 を含 む。）	外国から 日本、再 び外国へ の飛行	外国から 外国への 飛行
	実施場所が同一地方 局の場合		実施場所 が複数の 地方局に またがる 場合				
	同一空港 又は場外 離着陸場 での離陸 又は着陸	複数の空 港又は場 外離着陸 場での離 陸又は着 陸					
日本国籍 の航空機	管轄 地方局	管轄 地方局	最初の離 陸空港又 は場外離 着陸場の 管轄地方 局	本省	本省	本省	本省
外国籍の 航空機	管轄 地方局	本省	本省	本省	本省	本省	

注１：防衛省向けに製造された納入前の航空機は、日本国籍の航空機と同様の区分による。

注２：上記の記載によりがたい場合は、別途、本省及び地方局で調整するものとする。